立ち読みコーナー http://www.lotus21.co.jp/ta





- ● エネ革税制の即時償却が存続、
- ●●● 企業の設備投資前倒しも
- 後継措置のグリーン投資減税も創設、1年間は両制度併存

初の平成23年度税制改正法案では、エネ革税制の即時償却を廃止する一方、エネ革税制の後継措置として、対象設備の大部分が重なる「グリーン投資減税」が創設されることになっていたが、結局はグリーン投資減税が創設されるとともに、エネ革税制の即時償却も存続することとなった。

即時償却が認められるエネ革税制に対し、グリーン投資減税は「30%の特別償却又は法人税額の7%特別控除」であることから、エネ革税制の即時償却制度が存続する24年3月末までに設備投資を前倒しで実施する企業も出てきそうだ。

## グリーン投資減税のみ適用の設備も

今回の平成23年度税制改正法案の見直 しでは、大部分の租税特別措置が当初の平 成23年度税制改正法案どおりに改正(拡 充・延長、縮小・廃止)が行われることと される一方、租税特別措置のうち、法人税 課税ベース拡大など「税制抜本改革」に関 連するものは、今回は改正が見送られるこ ととなった(本誌407号9頁参照)。

後者にはたとえば「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度」が該当することに疑問の余地はないが、その一方で、当初の改正法案どおり廃止されるのか、あるいは存続するのか、その行方が注目されていたのが、エネルギー需給構造改革推進

投資促進税制(以下「エネ革税制」という)の即時償却だ。これは、当初の改正法 案では、平成23年3月31日をもって期限切れとなるエネ革税制の即時償却を廃止する 代わりに、エネ革税制の後継措置として、 対象設備の大部分が重なる「グリーン投資 減税」が創設されることになっていたため。すなわち、新旧2つの制度が併存する という事態を回避するため、エネ革税制は 予定どおり廃止されるものとみられていた。

しかし、結論としては、グリーン投資減 税が創設されるとともに、エネ革税制の即 時償却制度も平成24年3月31日(同日ま でに取得等し、取得等から1年以内に事業 供用)まで存続することとなった。

対象設備の大部分が重なる両制度の最大 の違いは、減税幅だ。即時償却が認められ るエネ革税制に対し、グリーン投資減税は 「30%の特別償却又は法人税額(所得税 額)の7%特別控除(中小法人)」にとど まっている。エネ革税制の即時償却が来年 度以降も存続する保証がないなか、対象設 備の取得等を、即時償却が使える今年度中 に前倒しする企業も出てきそうだ。

ただし、エネ革税制とグリーン投資減税では一部対象設備が異なっており、グリーン投資減税のみ適用対象となっているものもあるので留意したい(グリーン投資減税の対象設備は398号7頁参照。正式には法律公布後、告示される)。